

香川県産オリーブ関連商品認証制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下「機構」という。）が香川県産のオリーブのみを使用した商品（以下「オリーブ関連商品」という。）の認証制度を設け、要件を満たした商品を認証し、これらオリーブ関連商品を一体的にアピールすることにより、県産オリーブの認知度と本県のブランドイメージの向上を図り、全国トップにあるオリーブ産業の地位を確たるものとするを目的に、香川県産オリーブ関連商品認証制度について必要な事項を定める。

第2 認証の申請

- 1 県内事業者は、その生産又は製造を行った一般消費者向け商品について、次の（1）から（5）までのすべての要件（以下「認証要件」という。）を満たすと考え、認証を希望する場合には、別に定めるところにより申請することができるものとする。
 - （1）県内で生産又は製造された商品で、次のいずれかに該当するもの（ただし、県が開発及びブランド化に大きく関わったものを除く）
 - ① 農林水産物
 - ② 加工食品（ただし、オリーブオイルは除く。）
 - ③ 工芸品、雑貨等の非食品（ただし、医薬品、美術品は含まれないものとする。）
 - （2）香川県内で栽培されたオリーブのみを直接的又は間接的に使用して生産又は製造された商品
 - （3）オリーブ関連商品のブランド力強化と全体のブランドイメージの向上への貢献が期待できること
 - （4）知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する「知的財産権」を侵害していないもの、食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、計量法（平成4年法律第51号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等の関係法令の規定が遵守されていること
 - （5）公序良俗に反しておらず、商品に関して係争が行われていないこと
- 2 申請にかかる手数料は、無料とする。

第3 商品の認証

- 1 機構は、県内事業者から申請があった商品について、香川県産オリーブ関連商品認証審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、第2の認証要件をすべて満たすと認められる場合は、第4の表示を行う商品として認証するものとする。
- 2 機構は、1の認証の結果を申請者に通知するものとする。
- 3 審査会は、審査にあたり、必要に応じて関係機関への照会や現地調査を行うことができるものとする。

4 審査会に必要な事項に関しては、別に定める。

第4 認証の表示

- 1 認証を受けた商品（以下「認証商品」という。）には、その包装や容器、商品を紹介する資料等に認証を受けたことを証するロゴマーク（以下「認証ロゴマーク」という。）を表示することができる。
- 2 認証ロゴマークの規格や使用方法については、別に定める。
- 3 認証商品について、認証商品の規格を変更する場合は、変更を予定している日の30日前までに、別に定めるところにより機構に届け出るものとする。

第5 認証商品の公表

機構は、認証商品の情報を機構のホームページ等で公表する。

第6 商品の認証を受けた事業者

- 1 商品の認証を受けた事業者（以下「商品認証事業者」という。）は、商品の認証を受けた後も関係法令を遵守するとともに、認証商品が認証基準を満たさなくなった場合は、速やかに機構に報告を行わなければならない。
- 2 商品認証事業者は、認証ロゴマークを使用する場合には、別に定める使用方法を遵守しなければならない。

第7 認証の取消し及び取下げ

- 1 機構は、認証商品が次のいずれかに該当すると認めた場合、その認証を取り消すことができる。
 - (1) 第2に規定する認証の申請において、虚偽の内容を確認した場合
 - (2) 第2に規定する認証基準を満たさなくなった場合
 - (3) 第6に規定する責務に反する事実を確認した場合
 - (4) その他本制度への信頼を著しく損ねる事実を確認した場合
- 2 機構は、認証の取消しを行う場合、原則、審査会の意見を聴き、その意見を踏まえて取消しの決定を行うものとする。
- 3 1の取消しにより商品認証事業者に損失が生じたときは、当該事業者がその損失を負い、機構は一切の責任を負わないものとする。
- 4 商品認証事業者は、認証商品の販売を終了したとき又は認証を取り下げたいときは、別に定めるところにより届け出るものとする。

第8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は令和8年4月1日から施行する。